

# 「マネジメントシステム認証機関に対する 認定の基準」についての指針

- 認定されたマネジメントシステム認証のための  
コンピュータを使った審査技法（“CAAT”） -

JAB MS304-2008

制定日：2008年7月25日

財団法人日本適合性認定協会

*International Accreditation Forum, Inc.*  
国際認定機関フォーラム (IAF)



**IAF Mandatory Document**

認定されたマネジメントシステム認証のための  
コンピュータを使った審査技法 (“CAAT”)  
利用のための IAF 基準文書

**Issue 1**

**(IAF MD 4:2008)**

注：この文書は、IAF Mandatory Document for the use of Computer Assisted Auditing Techniques (“CAAT”) for Accredited Certification of Management Systems - Issue 1 の内容を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.8 参照) から入手できる。

2008 年 7 月 25 日

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

---

---

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAF のメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定された適合性評価機関は、適切な国際規格の一貫した適用のためにそれらの規格及び IAF 基準文書に従うことが要求される。

IAF 国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLA は二つのレベルで運用される:

- 検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム認証機関に対する JIS Q 17021、要員認証機関に対する JIS Q 17024 及び製品認証機関に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。
- 特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。

IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。

第 1 版

作業: IAF 技術委員会

承認: IAF メンバー

承認日: 2008 年 4 月 21 日

発行日: 2008 年 5 月 15 日

適用日: 2008 年 9 月 15 日

問い合わせ先: John Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +612 9481 7343;

Email: [secretary1@iaf.nu](mailto:secretary1@iaf.nu)

### IAF 基準文書への序文

この文書全体を通して、“shall”（.なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。“should”（.望ましい）という用語は、要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。認証機関は、これらの基準を同等の方法で満たすことも、それを認定機関に対して実証できれば可能である。

---

---

## 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った 審査技法（“CAAT”）利用のための IAF 基準文書

この基準文書は、コンピュータを使った審査技法を審査方法の一部として利用するに当たって、JIS Q 17021:2007 を一貫して適用するために提供するものである。CAAT の利用は強制ではないが、認証機関とその依頼者が CAAT を利用することを選択する場合は、彼らがこの文書に適合し、認定機関に適合を実証できることが必須となる。

### 0. 序文

- 0.1 情報及び通信技術がこれまで以上に高性能なものになるにつれ、認証機関が、審査の有効性及び効率を高めるため、また、審査プロセスの完全性を支援し維持するために、「コンピュータを使った審査技法」を利用できることが重要となる。

注記：コンピュータを使った審査技法の利用に関する指針は、ISO/IAF による審査の最適実施要領検討グループのウェブサイトから入手することができる。

[www.iso.org/tc176/ISO9001AuditingPracticesGroup](http://www.iso.org/tc176/ISO9001AuditingPracticesGroup)

- 0.2. この「コンピュータを使った審査技法」（“CAAT”）には次を含み得る。例えば、
- テレビ会議・電話会議、
  - インターネット会議、
  - 双方向インターネット会議、
  - マネジメントシステム文書及び / 又はマネジメントシステムプロセスへの遠隔電子アクセス
- 0.3. CAAT の効果的な適用のための目的は、次のとおりである。

- 
- 
- a) 依頼組織及びその認証機関に、従来の審査プロセスをいっそう強化するために、CAAT を利用できるようにすることにより、産業のニーズを満足するに足る十分に柔軟性があり自由度の高い方法を提供すること。
- b) 誤用を回避し、認証プロセスの完全性を損ないかねない過度の商業的圧力を防ぐよう、認定機関による十分な監視のもとで適切な管理がなされていることを確実にすること。

## 1. 要求事項

### 1.1 機密保持

JIS Q 17021 の 8.5.1 項に従い、認証機関が CAAT を利用する場合、電子的な又は電子的に伝送された情報のセキュリティ及び機密保持が特に重要となる。認証機関は、CAAT を利用する前に依頼者と相互に受け入れ可能な情報セキュリティ手法について合意することが望ましい。

### 1.2 プロセス要求事項

1.2.1 JIS Q 17021 の 9.1.2 項の要求事項に加えて、審査計画では、利用するコンピュータを使った審査技法をすべて特定しなければならない。

1.2.2 JIS Q 17021 の 9.1.3 項の要求事項に加えて、CAAT を利用する場合には、依頼組織が採用している、マネジメントシステムプロセスを管理するための情報技術を理解し、利用することができるよう審査員の能力に対して特別の注意を払わなければならない。

1.2.3 JIS Q 17021 の 9.1.4 項の要求事項に加えて、認証機関が CAAT を利用する場合は、CAAT が、現地審査工数の合計に一部寄与していると見なしてもよい。遠隔審査活動が、計画された現地審査工数の 30%を超える場合には、認証機関は、審査を実施する前に、審査計画の正当性を説明し、認定機関から特定の承認を得なければならない。

## 注記：

- 1) この「特定の承認」は、当初は、個別に行われることが期待されている。しかし、認証機関がそのプロセスが確固たるものであることを実証した時点で、30%を超えた削減を行うことについて、認定機関からの「全面的な承認」を得ることを排除するものではない。
  - 2) 現地審査工数は、個別サイトに割り当てられた現地審査工数をいう。遠隔サイトに対する電子審査は、その電子審査が実際には依頼組織の別のサイトから実施された場合であっても、遠隔審査と見なされる。
- 1.2.4 JIS Q 17021 の 9.1.10 項の要求事項に加えて、審査報告書には、審査の実施に当たって CAAT が利用された程度、及び CAAT がどのように審査の有効性や効率に寄与したかを示さなければならない。
- 1.2.5 JIS Q 17021 の 9.2.2.1 a) 項の要求事項に加えて、認証機関が、審査の一部に CAAT を利用することを提案している場合には、申請のレビューには、依頼組織がこの方法を支えるために必要なインフラストラクチャをもっていることの検証を含めなければならない。
- 1.2.6 JIS Q 17021 の 9.3.2.2 項の要求事項に加えて、CAAT の利用にかかわらず、少なくとも年 1 回、実際に組織を訪問しなければならない。
- 1.2.7 JIS Q 17021 の 9.9.2 項の要求事項に加えて、記録は、審査及び認証の実施に当たって CAAT が利用された程度を示していなければならない。

認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法利用のための IAF 基準文書の終わり

---

---

**詳細情報**

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <<http://www.iaf.nu>>

事務局 -

John Owen,

IAF Corporate Secretary,

Telephone +612 9481 7343

email <[secretary1@iaf.nu](mailto:secretary1@iaf.nu)>



**財団法人日本適合性認定協会**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1  
五反田 AN ビル 3F  
Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。